

令和3年度 小学校教科担任制推進事業 実施要領

広島県教育委員会

1 趣旨

学力定着、生徒指導の充実等の成果が期待される小学校高学年の教科担任制の導入推進に向け、教科担任制推進校における実践事例や課題点等を検証するとともに、より効果的な教科担任制の導入について全県に発信することを目的とする。

2 事業の内容

県内（広島市を除く。）の、第5学年及び第6学年のうち、少なくとも1学年が2学級以上の小学校等7校を教科担任制推進校に指定し、小学校高学年における教科担任制の円滑な導入に向けて、効果的な校内体制づくりや指導方法等について実践するとともに、その成果を検証し、普及する。

3 指定の期間

指定期間は、原則として令和3年度の1年間とする。

4 実施方法

(1) 教科担任制推進校

教科担任制推進校は、交換授業を行う担任等（高学年）と教科担任制推進教員を中心とした指導体制を構築し、実践するとともに、その成果を検証し、普及する。

ア 原則、高学年において交換授業を実施し、第6学年においては必ず実施する。

イ 教科担任制推進校の管理職及び教科担任制推進教員は、県教育委員会が開催する「小学校教科担任制推進校連絡協議会」（年2回）に参加する。

(2) 教科担任制推進教員

教科担任制推進校に、教科担任制推進教員を1名置く。教科担任制推進教員は、次のことを行う。

ア 県教育委員会が導入・促進を目指す小学校高学年における教科担任制を推進する。なお、この事業における高学年とは、小学校第5学年及び第6学年とする。

イ 自校の小学校教科担任制の推進に係って効果のあった事例（校内体制づくり・時間割・運営の工夫や課題等）を資料としてまとめ、適宜、県教育委員会に提供する。

ウ 小学校教科担任制の推進に係る時間割の変更や全体の時間管理及び校内における情報共有の会の運営を行う。

(3) 推進及び普及

ア この事業を推進し、成果を普及させるために、県教育委員会は、次のことを行うものとする。

(ア) 小学校教科担任制に係る校内体制の充実、他校との連携を図るため、教科担任制推進校の管理職及び教科担任制推進教員に対して、年間2回の「小学校教科担任制推進校連絡協議会」を実施する。

(イ) 効果的な取組について、他の教科担任制推進校への情報提供及び県内への普及を行う。

イ この事業を推進し、成果を普及させるために、市町教育委員会は、次のことを行うものとする。

(ア) 児童の確かな学力の定着のために、教科担任制推進校において、教科担任制による授業を実施するとともに、小学校教科担任制の取組を推進するため、その成果を域内の小学校等に周知するとともに県教育委員会に提供する。

(イ) 教科担任制推進教員及び小学校高学年担任等の担当教科及び授業時間数について、校長と連携を図り、実施計画表に基づいて指導する。

5 実施計画書等の提出

- (1) 市町教育委員会は、別紙1により実施計画書を作成し、県教育委員会が別に定める期限までに提出するものとする。
- (2) 市町教育委員会は、別紙2により、実施報告書を作成し、当該年度の末までに速やかに県教育委員会に提出するものとする。
- (3) 実施報告書については、県教育委員会においてその集録を編集し、冊子及びインターネット、その他の媒体により公表することができるものとする。

6 その他

本実施要領に定めのない事項については、県教育委員会が別に定める。